一三	四、〇二五、九六七トン	
一四	一、〇五八、二六三トン	
一四の二	三八〇、五一七トン	
一五	一、三三二トン	
一六	一〇、六九四トン	
一七	七二、一一六トン	
一八	一三、一四八トン	
一九	六四四トン	
二〇	二四二トン	
二一	二一、〇七七トン	
二二	四三五トン	
二三	三、五四一トン	
二四	一八トン	
二五	〇トン	
二六	三、三一一トン	
二七	七、四九六トン	
二八	六トン	
二九	五五五トン	

○財務省告示第二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年一月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万四千八百十三トン

二　冷凍牛肉　二十二万六千三十九トン

○財務省告示第二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年一月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十三万九千八百六十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十三万九千八百八十八トン

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十三年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、平成二十二年度における平均保険料率から同年度における最高都道府県単位保険料率を控除した率に二・〇を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第二十一号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十三年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十二年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・〇を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○農林水産省告示第二百八十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十七の規定に基づき、パキスタンから発送されるシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　植物及び地域

シンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実であって、パキスタンで生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を摂氏四十七度とし、その温度以上で二十五分間消毒すること。

四　生産地における検査及び証明

㈠　パキスタン植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているパキスタン植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。

イ　三の消毒が行われたものであること。

五　植物防疫官による確認

三の消毒及び四の㈠の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六　こん包及びこん包場所

㈠　消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

㈡　㈠のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

㈢　各こん包又は束ねたこん包には、パキスタン植物防疫機関による封印がなされていること。

七　表示

三の消毒及び四の㈠の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町茂岩四九の一・四九の三一・四九の五七・五〇の一・茂岩本町一一七の一・一五〇・一六三から一六五まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、茂岩新和町一五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道足寄郡足寄町大誉地一四二の一〇、上利別四七七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上利別四七七（次の図に示す部分に限る。）、大誉地一四二の一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）